

秩父演習林データ利用内規

(目的)

第1条 この内規は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林秩父演習林(以下、秩父演習林という)が所蔵するデータの公正で秩序ある利用を実現することを目的とする。

(データ、データ利用及びデータ利用者の範囲)

第2条 この内規に定めるデータとは、秩父演習林の業務(外部資金によるものを含む)として取得されたデータのうち、未公表のものをいう。

2 データ利用とは、第1項で定めたデータを対象として、閲覧・複写・複製し、研究又は秩父演習林の管理運営の目的に利用することをいう。

3 秩父演習林の未公表データは、次の各号に定める者に利用を認めるものとする。

(1) 研究教育機関の教職員及び学生等で秩父演習林のデータを使って研究する者。

(2) 前号(1)以外の者で秩父演習林の職員と共同研究を行う者。

(3) 秩父演習林の管理運営に関係する者。

4 データ利用者には、データ等使用願(秩父-4)に記載された、利用申請者のほかに同願に記載された共同利用者を含むものとする。

(データ利用の手続)

第3条 データ利用を希望する者は、秩父演習林が定める様式(秩父-4)に従い所定の事項を記入後担当係に提出し、データ使用許可書の交付を受けるものとする。

(データ利用の許可、許可証の有効期間)

第4条 データ使用許可証の有効期間は、許可証発効日の属する年度の末日までの一年間を超えない期間とし、同期間の延長を希望する場合は、許可期間満了前に、データ利用の手続を行うものとする。

2 データ使用許可証の有効期間が満了した場合には、提供されたデータは、速やかに廃棄又は記録媒体から消去するものとする。ただし、提供されたデータを用いてデータ利用者が作成した成果物に関しては、本条前段の消去規定を除外するものとする。

(データ利用期間等の変更及びデータ利用の取消)

第5条 データ利用の許可を受けた者が、データ利用期間の変更又はデータ利用の取り消しを希望するときは、その旨を記載した書面(様式任意)により速やかに秩父演習林長に申し出るものとする。

(成果の公表)

第6条 公表とは、卒業論文・修士論文・博士論文を含む出版物、学会発表、インターネット上の公開のことをいう。

2 データ利用者が、提供されたデータを用いた成果を公表する場合は、秩父演習林が定める様式（秩父 - 5）により成果物の公表許可申請書を提出し、事前に秩父演習林長の許可を受けるものとする。

3 データ利用者は、提供されたデータを用いた成果物を公表する場合には、秩父演習林所有のデータを利用したことを明記するものとする。

4 提供されたデータを用いた成果物の公表日は、データ使用許可証の有効期間内に限るものとする。

5 データ利用者は、成果物が公表された場合、成果公表報告書（秩父 - 6）に成果公表物（別刷2部・PDFファイル・URLのいずれか）を添えて、すみやかに秩父演習林に報告するものとする。

6 公表された成果物の取扱いについては、著作権法の定めに従うものとする。

（データ利用者の義務）

第7条 データ利用者は、提供されたデータおよび提供されたデータから作成した未公表の成果物を第三者に提供することを禁ずるものとする。

2 データ利用者は、提供されたデータおよび提供されたデータから作成した未公表の成果物を厳重に管理し、外部へ流出を禁ずるものとする。

3 提供されたデータの電子ファイル（デジタルデータの複製物・紙媒体の複写電子ファイル）は、データ等使用願に記載した記憶媒体以外の場所における保存・複写を禁ずるものとする。

4 提供されたデータおよび提供されたデータから作成した未公表の成果物を、データ等使用願に記載したデータ利用者以外の人アクセス可能な場所におくことを禁ずる。

5 提供されたデータを用いた成果物のうち、未公表のものについて、データ使用許可書の有効期間外においても、データ利用者の責任において、本内規の趣旨に鑑み厳正に管理するものとする。

（利用許可の取消と罰則）

第8条 秩父演習林長は、データ利用者がこの内規に違反したときは、データ利用の許可取り消し又はデータ利用中止を命ずることができるものとする。

2 本条本文の取り消し又は中止を命ぜられたデータ利用者は、秩父演習林から貸与を受けたデータ類はすみやかに返還し、提供されたデータについては、廃棄又は記録媒体から消去するものとする。

3 秩父演習林長は、違反したデータ利用者に対して、秩父演習林の利用を当分の間、制限することができるものとする。

（内規の適用除外）

第9条 データ使用許可証の有効期間内に、提供されたデータが秩父演習林によって公表された場合、本内規の適用を除外するものとする。

1. 秩父演習林長は、データ利用者に対し、文書をもって本内規の適用外になったことを通知する。

2. 通知を受けたデータ利用者は、以後は、公表データを著作権法に則り利用するものとする。

3. 通知を受けたデータ利用者は、秩父演習林から貸与を受けたデータ類はすみやかに返還し、提供されたデータについては、廃棄又は記録媒体から消去するものとする。秩父演習林は、提供されたデータと公表されたデータの齟齬について、いかなる責任も負わない。

4. 公表データを引用した成果物が公表された場合、通知を受けたデータ利用者は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林利用規則第9条5項にしたがって、秩父演習林に報告するものとする。

(平成24年3月31日 秩父演習林制定)

(平成24年8月31日 秩父演習林改訂) 第9条を追加